

安全安心なまちの実現に向けて

一人一人の心がけと地域みんなの結束

暴力団を許さない

県内の暴力団情勢（令和3年12月
末現在）

福岡県には、指定暴力団が5団体
存在しています。

彼らは依然として、その組織の威
力を背景に違法・不当な行為を行っ
ています。

暴力団は、地域の暴走族や少年非
行グループを組織暴力団の予備軍と
して位置づけ、さまざまな手口で少
年に対し勧誘を行い、組織暴力団の
下働きをさせたり、上納金を強要し
たりしています。

暴力団から少年をまもるために

16歳から18歳までが（特に中学校
卒業後、高校中退後が狙われやすい）
夜遊びや盛り場の徘徊をしたり、家
出をしたり、暴走族や非行グループ
に所属していたりすると勧誘されや
すくなります。親子で話し合いの場
をもち、暴力団に対する正しい知識
を身につけましょう。

家庭や地域が一体となって、青少
年が安易に暴力団に近づいたり、被
害を受けたりすることがないように社
会全体で青少年を守りましょう。

● 問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1897

暴力団追放

「三ない運動+1」

①暴力団を「利用しない」

暴力団は全てを金づるにする

②暴力団を「恐れない」

恐れることは暴力団を助長させる

③暴力団に「金を出さない」

暴力団を支援・容認することにな
つながら

+1 暴力団と「交際しない」

関係が不当要求のきっかけにも

戸別受信機を 貸与します

市では、災害の際、防災行政無線
や防災メールまもるくん、災害情報
等配信サービスなど、さまざまな手
段で、情報発信を行なっています。

土砂災害警戒区域または洪水浸水
想定区域に居住し、屋外スピーカー
からの防災行政無線が聞こえづらい
人などに、戸別受信機を貸与します。

● 対象者

◇土砂災害警戒区域または洪水浸
水想定区域に居住し、かつ、携
帯電話、スマートフォンまたは
タブレット端末を持ってなく、

緊急情報を得ることができない
世帯の代表者
◇65歳以上の高齢者のみの世帯に
属する者

◇身体障害者福祉法（昭和24年法
律第283号）第15条の規定に
よる身体障害者手帳の交付を受
けている視覚障がい者の属する
世帯の代表者

● 利用者負担

◇機器代 無償◇設
定費 2000円

※申請書など、詳しく
は市ホームページを
確認してください。

● 問い合わせ先

危機管理課 ☎(580)1966



手話奉仕員養成講座

（入門編）

手話を使って楽しく会話してみま
せんか。基本的な手話の知識と技術
が学べます。

● 対象者

市民または、市内の事
業所に通う18歳以上（高校生
不可）で手話を初めて学ぶ人

● 期間

4月12日～9月6日の毎
週火曜日（全21回）

● 時間

午後7時～9時

● 会場

市役所新館4階 会議室

● 定員

15人（先着順）

● 受講料

無料（テキスト代33
00円は自己負担）

● 申込方法

はがき（住所・氏名・
年齢・電話番号・受講志望理
由を記入）

● 申込期限

3月16日（水）（消印有効）

● 申し込みと問い合わせ先

福祉課障がい福祉担当

☎(580)1853
☎(573)8083